

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月29日
【会社名】	シナネンホールディングス株式会社
【英訳名】	SINANEN HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 崎村 忠士
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目 4番22号
【電話番号】	東京03(5470)7185 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 中西信昭
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目 4番22号
【電話番号】	東京03(5470)7185 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 中西信昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月26日開催の当社第84期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（目的の追加）

現行定款第2条（目的）につき、事業目的を追加し、あわせて同条の号数の繰り下げ等必要な修正をするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件（補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間の新設）

補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

崎村忠士、山崎正毅、清水直樹を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

小川常司、重森豊、篠連を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

安田明代を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	77,457	114	-	（注）1	可決 99.8
第2号議案	77,441	130	-	（注）1	可決 99.8
第3号議案					
崎村 忠士	72,023	5,547	-	（注）2	可決 92.8
山崎 正毅	77,061	509	-	（注）2	可決 99.3
清水 直樹	72,269	5,301	-	（注）2	可決 93.1
第4号議案					
小川 常司	74,734	2,837	-	（注）2	可決 96.3
重森 豊	66,300	11,271	-	（注）2	可決 85.4
篠 連	77,333	238	-	（注）2	可決 99.6
第5号議案					
安田 明代	73,186	4,383	-	（注）2	可決 94.3

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上